



2024年7月5日

各位

会 社 名 株 式 会 社 海 帆 代表者名 代表取締役 守田 直貴 (コード番号:3133 東証グロース) 問合せ先 取締役管理本部長 水谷準一 (TEL.052-586-2666)

(訂正) 「簡易株式交換による株式会社 BOBS 及び株式会社ワイデンの 完全子会社化に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2024年7月4日に開示いたしました「簡易株式交換による株式会社 BOBS 及び株式会社ワイデンの完全子会社化に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

「簡易株式交換による株式会社 BOBS 及び株式会社ワイデンの完全子会社化に関するお知らせ」の開示後、記載内容に一部誤りがあることが判明したため、次のとおり訂正するものであります。

- 2. 訂正の内容(訂正箇所は下線部)
 - 2. 本株式交換の要旨
 - (3) 本株式交換に係る割当の内容
 - P. 3

【訂正前】

<u>効力発生日の直前</u>の一定期間における当社株式の平均株価を基に決定するものであります。

【訂正後】

効力発生日前の一定期間における当社株式の平均株価を基に決定するものであります。

P. 4

【訂正前】

株式交換完全子会社株式1株につき対価として交付される株式交換完全親会社の株式数を、<u>効力発生日の直前</u>の一定期間における株式交換完全親会社株式の平均株価を基に決定

いたします。

【訂正後】

株式交換完全子会社株式1株につき対価として交付される株式交換完全親会社の株式数 を、<u>効力発生日前</u>の一定期間における株式交換完全親会社株式の平均株価を基に決定いた します。

- 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等
- (2) 算定に関する事項
 - ②算定の概要

P. 6

【訂正前】

対価として交付する当社の株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生直前の市場株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に株式交換実行に係る事務対応期間として<u>5</u>取引日を設けているため、その直前の期間の市場株価を採用しております。

加えて、市場株価を採用する期間を1取引日とする等、過度に短期とした場合、一時的な要因により当社の市場株価が大きく変動し、当社の株式価値に影響を与えてしまう可能性があることから、<u>効力発生直前</u>の市場株価に極力近似させながらも一時的な市場変動が発生した場合の影響を緩和させることを企図し、当該事務対応期間の直前の 30 日間における各取引日の終値の平均値に 0.9 を乗じた価額を採用して当社の株式価値を算定することが妥当と判断しました。

【訂正後】

対価として交付する当社の株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生直前の市場株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に株式交換実行に係る事務対応期間として<u>一定期間の</u>取引日を設けているため、その直前の期間の市場株価を採用しております。

加えて、市場株価を採用する期間を1取引日とする等、過度に短期とした場合、一時的な要因により当社の市場株価が大きく変動し、当社の株式価値に影響を与えてしまう可能性があることから、<u>効力発生前</u>の市場株価に極力近似させながらも一時的な市場変動が発生した場合の影響を緩和させることを企図し、当該事務対応期間の直前の 30 日間における各取引日の終値の平均値に 0.9 を乗じた価額を採用して当社の株式価値を算定することが妥当と判断しました。

P. 7

【訂正前】

上述の点を踏まえ、当社の株式価値は、東京証券取引所グロース市場における 2024 年 7月9日(同日を含みます)から同年8月7日(同日を含みます)までの 30 日間における各取引日(ただし、取引が行われなかった日を除きます)の当社の普通株式1株当たりの終値の平均値(ただし、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入します)を

採用し、同年8月14日を算定基準日として算定いたします。

【訂正後】

上述の点を踏まえ、当社の株式価値は、東京証券取引所グロース市場における 2024 年 $\underline{6}$ 月9日(同日を含みます)から同年 $\underline{7}$ 月 $\underline{8}$ 日(同日を含みます)までの 30 日間における各取引日(ただし、取引が行われなかった日を除きます)の当社の普通株式 $\underline{1}$ 株当たりの終値の平均値(ただし、小数第 $\underline{1}$ 位まで算出し、その小数第 $\underline{1}$ 位を四捨五入します)を採用し、同年 $\underline{7}$ 月 $\underline{12}$ 日を算定基準日として算定いたします。

以上